

## 宝塚市農業サポート事業誓約書

1. 農業サポーターに危険を伴う作業の指示、過重な作業の指示(動力農機具の操作使用利用の指示・中高所での作業指示等)を行いません。
2. 農業サポーターの求めに応じて、休憩時間を確保します。
3. 受入予定日の都合が悪くなった場合、速やかに連絡します。
4. 受け入れた農業サポーターの事故や怪我には充分注意いたします。なお、受入中に生じた事故や怪我について、宝塚市等に対し、責任を問いません。
5. 農業サポーターの受入によって経済的損失が発生した場合、宝塚市等に対して責任を問いません。
6. 農業サポーター受入登録の抹消を希望するときは、抹消届を宝塚市に提出します。
7. 個人情報に関する取扱いについては、宝塚市が定める個人情報の保護に関する諸規程の主旨を十分理解し、活動中に知り得たサポーター等に関する個人情報について、登録中及び抹消後も、個人情報の保護に関する諸規程に規定された事項に違反する行為は、一切いたしません。もし、違反したことで損害が発生した場合は、賠償の責任を負います。

以上、誓約いたします。

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)本人(代理人)が自署しない場合は、  
記名押印してください。